

2020年12月7日

CDCによる自主隔離期間についての指針改定

【CDCによる自主隔離期間についての指針改定】

12月2日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、新型コロナウイルス感染症に関する自主隔離期間の指針について、これまでの14日間から10日間に短縮しました。

ただし、CDCの指針には強制力がなく、また、同指針では「各州等地方自治体の指示や規定」に従うことを案内していますので、米国渡航に際しての自主隔離については渡航を予定している各州等の情報を確認してください。

※本7日現在で、当館管轄4州政府（ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州）による、CDCの本指針に追加される指示は確認しておりませんが、各自治体の方針等についてもご確認ください。

関連リンク：

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices/covid-4/coronavirus-japan>

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html>

【CDCの指針改定に伴う米国への渡航者に対する自主隔離期間の概要】

CDCが旅行健康情報の警戒レベル2、3及び4（注：4日現在、日本はレベル4に指定）に指定する国・地域から米国に入国する渡航者に対する自主隔離期間が以下のとおり改定されました。

- ・米国入国後3～5日以内にウイルス検査を受け、検査が陰性の場合は入国後の自主隔離は7日間
- ・米国入国後にウイルス検査を受けない場合、入国後、10日間の自主隔離